

『障害者の権利条約と障害者差別禁止法』

二〇〇六年八月二五日、国連アドホック委員会で「障害者の権利条約(草案)」が合意に達し、年内にも20カ国以上の批准(署名)により発効する運びとなった。従来の「障害者の権利宣言」などとは異なり、国内外にモニタリング(監視)機構が設けられ、国内一般法に大きな影響をもたらすことになった。

この条約の発効により、わが国でも懸案の「障害者差別禁止法」の成立が喫緊の課題として注目を集めてきた。「障害者差別禁止法」はすでに世界40カ国以上で制定されている。しかし日本には裁判規範となる法規定がない。「板ばさみ」となった国は、法整備を急がざるを得ない状況になってきた。

現在「障害者政策研究委員会・障害者差別禁止法(障害を持つ人への差別を禁止し、権利を保障する法律)作業チーム」で第三次草案が策定されている。冒頭でかなりな紙幅をさいて、障害(障害のある人)の定義が述べられている。

現在の日本における法令上に定められる「障害(者)」の定義の多くは、「医学モデル」にとらわれ、「制限列挙的」に示されている。一九九三年に改正された「理念法」である「障害者基本法」では、障害を「機能的な障害を列挙するだけでなく、生活上の制限を持つもの」と規定されたが、いまだ具体的な施策やサービス受給につながる現行法の定義は、機能障害に重点をおく「医学モデル」にとらわれている。ご多分にもれず「障害者自立支援法」の障害認定区分も、まさに旧来の障害の定義に立脚したものになっている。

「障害者自立支援法」においては「何かをする」ために福祉サービスが必要となり、それが「保障」されるべきであるという考え方でなく、「何かができない」から福祉サービスが「給付」されるという図式になっている。障害のある方の権利や選択よりも「何かができない」という「公の判定」が優先されるのである。この逆転現象が実質的に改善されない限り「差別の実態」が曖昧にされることとなる。

以上の問題を解決する国際的な規範として、一九八一年にWHO(世界保健機構)は「機能障害・能力障害・社会的不利」の三つのレベルで障害を定義した。さらに二〇〇一年これを改訂し、障害を否定的な用語でなく中立的な用語を用い、機能(構造)障害、活動制限、参加制約の3つのフィールドにおいて、「障害」が環境因子と個人因子を背景因子として相互に関連し合っ生じるものとして定義した。この定義が「国際生活機能分類(ICF)」として公表され、先進的な障害定義の国際水準となっている。

「障害観」及び「障害の定義」の十分な議論がなされないまま拙速に成立した「障害者自立支援法」は、国連の「障害者の権利宣言」と、近い将来成立するであろう「障害者差別禁止法」の障害の定義に対して、どのように整合させるかが問われている。